

Title	階層構成から見た漁村の変容(下) : 伊勢度会郡田曾浦の中世末から近世の変化
Sub Title	Structural change in a fishery village community during the Edo (江戸) Era : a case study of Taso-Ura, Mie Prefecture (三重県田曾浦) (II)
Author	坂井, 達朗(Sakai, Tatsuro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.58, No.1 (1988. 9) ,p.57- 72a
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880900-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

階層構成から見た漁村の変容（下）

——伊勢度会郡田曾浦の中世末から近世の変化——

坂井達朗

(三)

以上概観した、一六世紀後半から一七世紀初頭の時期に外部から及んできた政治的勢力の変化の中で、それを受けとめた村落社会としてのこの浦の構造はどの様なものであったか。

史料一、二及び四の宛所が、いずれも北村勘解（由）左衛門尉、同宮内丞個人になっていることは、同氏がこの共同体の首長であり、恐らくは同族としての意識をもって結合していたと考えられるこの武士団の頭目であったことを示している。またその後、兵農分離の過程を経て、武装権を剝奪された後も、北村氏がこの浦の唯一の地侍の家として、代々庄屋役を勤めていたことは、そのぬきんでた社会的地位と権力とをもって、この時期にあ

っては、この地域社会を統率していたものと考えられる。

しかしながら、史料五は同じ北村姓ではあっても主計丞、彦兵衛、源八郎外一名（判読不能）の四人連名で宛てられており、史料六にいたっては廿七名の連名である。史料五の内容から考えて、この四名がこの武士団の中核的部分を形成するものであったことは疑問の余地がないとしても、同一人物と思われる彦兵衛の名前は史料六の中にも見出されはするものの、彼がこの廿七人の中で特別の立場を持っていたとは、その記載方法からは判断しがたい。すなわち北村氏の地位と権威とは、史料一・二及び四の発給された天文年間から天正の初年迄の段階にあっては、この武士団の中ですぐれて他にぬきんでたものであり、恐らくは在地の小領主とも呼ぶべき地

位を保持していたものと考えられる。

しかるに北村氏の頭目としてのこの立場は、天正四・五年から十一年の間に急速に失なわれていった。史料六の宛行状の場合、もし一人の傑出した世襲的地位をもって配下一統に臨む首長を頭とする武士の同族団に対するものであったならば、宛所は頭目一人の名を記す形式をとったであろう。その上で彼が配下に所領を再配分することは当然としても、配下の権限は上級権力たる北村の内附となっただけである。史料六のごとく廿七人の連名で宛行われたことは、少くともこの時点にはその様な傑出した地位の存在がなかったことを物語っている。

田曾浦の武士団を代表する人物は、天文廿(一五五二)年から天正三(一五七五)年までは勘解(由)左衛門尉(史料一、二)、翌四年には宮内丞(史料三)、年代不明の史料四をそれ以後(前述のように天正四年という推定がなされており、それが正しければ、この方が約五ヶ月程早いことになるが)とすれば、その段階では主計丞以下三名ということになる。天文度の勘解由左衛門尉と天正期のそれが同一人物である保証はないが、世襲名であるとしても、その間の二十年以上は同一の家による支配が安定して継続していたものと考えられる。

ところが、天正期に入り、特に三、四年の交を境にして、その安定がにわか崩れて行ったことがうかがえる。史料四は勘解由左衛門尉の死とその跡を襲った宮内丞という関係を想像させるが、その名前も史料五には見られず、これにかわって主計丞が現われる。その主計丞も数年後と考えられる天正十一年(史料六)には出てこない。

時あたかも織田氏による北畠家の乗取りとやがてその滅亡の行なわれて行く期間に相当する。田曾の武士団もこの時期を境として、恐らくは支配権力の動揺再編と密接に関係しつつ、その内部構造を急速に変化させて行ったものと思われる。

その点で注目されるのは、史料五の文面、特に追信の内容である。治部大輔の切腹の事実を知らせ、今後は自分方に与力することを四名の代表者に要請した後、それだけに止まらず態々その旨を「若き衆いずれへも御意見可被下」と言いそえている。このことから容易に想像されるように、この段階の田曾の鉄砲衆の組織は、以前のように傑出した社会的勢力をもった特定の一人の頭目によって統率された同族団としての性格を薄くしており、北村姓の四人の代表者により率られてはいるものの、配

下の一般の共同体成員の意向は決して軽視しえぬ力を持つようになつてきていることがわかる。

ことにそれが「若き衆」と表現されていることが大切である。すなわち、この武士団の組織原理が家格や階級による支配から、むしろ年序による統制へと移行しつつあったことを示しているからである。四名の代表者は北村氏の一族であることは疑をいれないが、彼らの支配の正統性はその事実によると言うよりも、むしろ老練な経験者として、この集団のリーダーであることによつてであり、彼等に従う「若き衆」は年齢とそれにもなう経験や能力の故に、その支配に服したものと考えられないだろうか。

中世末・近世初頭の交に、田曾浦の村落構造に現われたこのような変化は、一言で表現すれば、同族団としての構造原理の優位から、年齢階梯制原理の優位である状況への移行とすることができよう。この変化の原因として、勘解由左衛門尉の跡を襲った者があいついで交替すると言ふ事態が起り、その支配が安定しなかつたといふ、一時的な事情も当然考えられる。しかしより基本的には、北村氏の様な、領主と一般民衆との間に介在する中間的な権力を否定し、領主は人民を直接に画一的に掌

階層構成から見た漁村の変容(下)

握しようとする近世的秩序の形成にあると言えよう。事実、田曾浦がこの段階で歩み出した方向は、その後江戸時代を通じて段階を追つて強くなつてゆくのである。

寛文六(一六六六)年の「午ノ年免割のひかえ」⁽²⁾は落丁があり名請人五七人分のみが残っているものであるが、同史料の末尾部分には「メ七十三人」という記載があり、この段階では名請人の合計は七三人であつたことがわかる。村高は前掲文禄検地の際の二四九石八斗五升がそのまま踏襲され(この高は近世を通じて不変である)、免は四ツ六分で取米一一四石九斗三升一合、外に「石ニ五升五合ツツ」の指口米合計六石三斗二升一合が加えられ、取指口総計は一二一石二斗五升二合である。

その実際の徴収状況を、残存する五七名の名請人についてみると、彼等はいずれも等しく三石四斗二升二合六勺の所持高であり、取指口一石六斗六升一合づつを負担している。その割合で散佚した部分に記載されていたはずの一六名も同量の負担を負つたと仮定すれば、合計は正しく村全体が負つた貢租の量、一二一石余に合致する。すなわち寛文度のこの村は七三名の正規の共同体成員が、全く均等に役を負担するという、同格の家々が横一列に並存する構造をもつていたことがわかる。これを前

掲の文禄検地帳の名寄の結果と比較するとどうであろうか。

すでに述べた様に、この検地帳も石高の合計から考えて、全体の約三分の一を欠いた不完全なものである。しかしほぼ同じ時期に、全く異なった原則にもとづいて並べられた史料六の鉄砲衆の名前と比較すると、約六〇パーセントの名前が双方に共通することがわかる。この事実から推して、文禄検地には、ほぼ一〇〇名前後の名請人があったと推定しうる。しかも彼等一人々々の持高の間には相当の不均等があったものと考えられ、残存部分のみを比較しても、最も多い者で八石をこえる者がある一方で、一斗に満たぬ者も二、三にとどまらない（前掲第一表参照）。

中世の最末期において、約一〇〇の家々が、かなりの持高の不均等をもって構成していたこの浦が、半世紀の後、七三人による均等な役負担の構造に移行していることは、何を意味するであろうか。この時期、戸数のこれ程の急減少は考えにくいところから、実際は村民の家数そのものの減少ではなく、家株としての七三という数字の成立であり、文禄の不均等な一〇〇内外の家々は、均等な七三の家株の内に再編成されたものと考えられよ

う。⁽³⁾ 事実、この浦には七三という株数の記録が、享保年間にも確認され、また実際の軒数としての一〇二という数字も一八世紀後半迄は、固定した数となっている。⁽⁴⁾ したがって近世初頭、この浦は三〇前後の従属的身分の家々を内包した、共同体の正規のメンバー七三戸で構成されたものとして出発したと理解される。

その後この浦の家格構造を複雑なものにした原因は、寛文一三（一六七三）年幕府の出した分地制限令であった。その直後、延宝五（一六七七）年作られた「名寄帳」⁽⁵⁾によれば、家数は一〇六軒、その内部の構造も一変して急に複数なものとなる。同史料巻末に掲げられた集計の記述によれば、庄屋（一）、肝煎（二）、本役（三〇）、半役（八）、隠居（二四）、地脇（一七）、無役（七）、商人（三）、家来（三）、神主（一）、舟大工（一）、⁽⁶⁾かち（二）、後家（三）、やもめ（二）、鹿おい（一）、寺（二）の十六に類別されている。この内には厳密には家格とは言いがたい職業、身分、個人的境遇など、性格の異なる指標による区分が混同されているが、それらが併記されていることは、当時それらが同一の意味を持って機能したことを示している。

この内、本役はいずれも田畑屋敷地合せて五石二斗内

外の土地を所有し、半役は二石六斗前後、隠居及び地脇は一石三斗前後と、不自然なまでに二分の二つづつ減して行く所持高構成を示している。そうして無役以下の手工業者、商人、宗教関係者、後家、やもめ等は、いづれも屋敷地のみのものである。⁽⁶⁾

延宝度のこの複雑な家格構成は、その後しだいに単純化されていった。約半世紀後の享保年間には、「本役五拾壹人、半役四拾四人、此人数合九拾五人。本役にめて七拾三⁽⁷⁾」という記録があり、この段階でもさきに見た寛文期の七三という家株数は生きていたことがわかる。他方「家数」としては同じ年に一〇二と記されている所から、この外に無役の家が七軒あったということであるう。

田曾浦における家株と家格の構造は、近世を通じてしだいにゆるくなり株数軒数ともに若干増加しながらも、なお基本的には保持され続けたと考えられ、明治二年、版籍奉還の際にも「一、家数百拾三軒。内志軒庄屋、式軒肝煎、六拾七軒本役、廿六軒半役、拾七軒無役⁽⁹⁾」と報告されている。

注目されるのは、田曾の場合、家格の決定規準として、もっぱら土地所有が用いられていることである。そ

階層構成から見た漁村の変容(下)

の意味では「浦」ではありながら、住民の生産諸力を把握する権力の眼が農業生産の側面にのみそがれ、漁業への目配りを欠く様に思われる。このことは一面では、この浦が耕地にとぼしい周辺の漁村の中にあつて比較的に有利な土地条件を持つていたこと、さらに基本的には漁業に比して農業のもつ生産力の相対的な安定度に起因するものと考えられる。しかしこのことが逆に、権力の画一的な民衆把握の盲点でもあり、その間隙から、所持高が僅少であり、その意味では低い家格に位置づけられていた半役以下の階層が、漁業によって自立化し、権力の建前としてはともかく、実際の社会生活において、平等の権限を主張しうる様になることを促す条件となつたものと理解される。⁽¹⁰⁾ 延宝度の漁業生産手段の所有状況と家格とを対比させた第二表によつて、この浦の漁業の主たる担い手が本役層というよりも、むしろ半役以下の階層にあつたことを明瞭に読みとることができる。

近世におけるこの浦の漁業は、四つの中心になる漁法から成立していた。その一は、「地下網」である。この浦自体が経営する総有の大型網漁業である。これに使用されるのは、延宝五年の「名寄帳」によれば長さ六〇〇〜四〇、幅四〇〜四尋の網(延宝度には六統)であり、

第2表 <家格と漁業生産手段の所有> —延宝5年—

家 格	戸 数	漁 網 所 有										漁 船 所 有		
		海 老 網					南北網	いな だ網	さめ網	いわ し網	鯉舟	さつ は舟	いさ は舟	
		なし	1統	2統	3統	4統								
庄	1	戸	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0
本	32		0	7	22	2	1	4	2	0	0	4	16	0
半	8		3	0	5	0	0	0	0	1	0	0	3	0
隠	24		0	1	0	10	13	3	0	2	1	3	10	1
地	17		7	1	0	3	6	0	1	0	0	0	4	1
無	7		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
商	3		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
神	1		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
か	2	ち・大	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
や	2	も	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後	3		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家	3		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿	2	寺	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	お	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	106	戸 数	20	9	27	15	20	7	4	3	2	7	40	2
		網・舟数		9	54	45	80	7	5	3	2	7	41	2

浦人全員が参加して運用する。ぼら、むつ、かます、しまがれい、かつお、このしろ、あじ等に代表される、季節によって沿岸におしよせる洄游魚を獲る。

その第二は、中型（長さ七〇〜二〇、幅二〇〜四尋程）の南北網やひき網を用いて、いわしやいなだなどを獲るものである。人数は十数人、数艘の舟を用いる。村内の有力な網持ち漁民個人を中心として結成されたグループによって行なわれる。延宝段階でこの種の網は十七統を数える。

第三の種類は個人所有の海老網である。これは漁夫の家各自が一〜四統づつ所有して行なうものであり、冬の漁業の中心である。延宝度には一八七統、明治二年の「大指出帳」には二八〇帖と記録されている。

第四は、地先の磯における採草採介である。各種の海草、就中石花菜に加えて、海士によるあわびやさざえの採取が行なわれた。

この四種類の漁業がこの浦の柱となっていた状況は、近世を通じて変らなかつたと思われるが、延宝度のこの浦が所持した漁業生産手段を、明治二年のそれと比較すると、最も大きな変化は網、ことに海老網の増加と漁船の種類の変化である。海老網は一八七から二一八に増加

し、さつは舟（四一隻）を中心に全体で五〇（五一カ）隻であった漁船は、ちよろ船（五八隻）を中心として七四隻に増えている⁽¹¹⁾。その半面、鯉舟は七隻から二隻に減じており⁽¹²⁾、鯉舟の大型化は当然であったであろうが、沖合に乗り出す釣り漁業は未だこの浦の漁業の主流とはなっておらず、中心はむしろ網漁業にあって、その発達にもなつて使用される船も「さつば舟」から「ちよろ舟」に変化したものと判断される。

他方、人口は延宝五（一六七七）年四七七人、約五〇年後の享保四（一七一九）年四六八人、さらに約五〇年後、宝曆九（一七五九）年五五〇人、さらに一〇〇年後の安政五（一八五九）年六五〇人（いずれも八歳以上）と、増加の速度には緩急を含みつつも、享保期以降は順調に伸びを示している⁽¹³⁾。このことは、当然その背後に生産力の成長を予想させるものであり、この地の劣悪な農業生産条件を考えるならば、それが主として漁業生産の発展によるものであったと考える以外にはない。

すでに述べた様に、この浦の漁業で近世を通じて発達したのは磯及び沿岸における、特に海老網を中心とした網漁業であったと考えられる。その発達に村内の半役以下下の階層の自立化の条件であったことは明らかである。

その結果、延宝期に一六段階に細分化された家格が享保期にはすでに五段階にまとめられている。

延宝期から享保の初年の約五十年間は、人口はむしろ若干減少していることは、寛文の分地制限令に接して、将来分家することが困難になると見通して、やや無理な分家を急いだことによるものと考えられるが、家数自身としてはそれ程の変化がなかったとは、この間の漁業生産力の伸展と、それにもとづく村落の階層構成の再編成がなされたことを意味している。

すでに述べた様に、享保期にみられる五段階の家格構成は近世を通じて存続し、明治初年にいたるのであるが、その階層区分の基準が持つ現実の社会生活における家格差の指標としての意味と機能は、しだいに減じて行ったものと思われる。生産力発展の主要な契機が漁業にあり、その漁業に関するかぎり、土地所有を規準とした区分にもとづけば、むしろ低く位置づけられた家々の方が、より大きな権限を持っていたという、この浦の特殊な性格は、家格区分の社会的意味をしいに低下させて行ったであろうことは想像にかたくない。

明治二年の「大指出帳」は未だにその区分を踏襲していることはすでに見たが、この段階に至ってはもはやそ

れは単なる名目的な存在にすぎなかったと判断される。明治一七年、地租改正の結果おこなわれた、この浦の共有山林の個人への分配に際して、家格への配慮が全く行なわれず、各戸に平等の配分が行なわれたことは、⁽¹⁴⁾そうした歴史的過程を前提としなければ理解することができない。

註

- (1) 五ヶ所浦正泉寺保管の、田曾浦平吉より大庄屋帝釈嘉兵衛に宛た願書(「卯ノ四月」付)によれば、平吉は実は北村三右エ門正勝といい、親は長右エ門であった。「地侍之筋目」で「祖父代を親代迄御上下之節松坂ニ而御目通江代々出来申候得共手前不女意ニ付拾壹年已来中絶」してきたが「親之通御 目通江出申度」願出ている。三右エ門は寛文元年には大庄屋を勤めており(「南勢町史」同編さん委員会 昭和六十年十一月 一八八頁)その後脇出村の帝釈仲エ門に交代し、仲エ門の跡は子息の嘉兵衛が継いだと言う(同前)。この願書は、帝釈嘉兵衛に宛てられている所から考えて恐らくは延宝三己卯(一六七五)年のものと推定される。大庄屋の交代と「手前不女意」という三右エ門自身の表現とは関連するものであることをうかがわせる。

- (2) 「免割ノひかえ

午ノ年小入用ノひかえ

死人帳ひかえ

生子ノひかえ

有

明大刑事博架蔵

(3) すでに註(1)でみた大庄屋北村家の寛文期における大庄屋役の交代をもたらした「不女意」の具体的内容は不明であるが、ここにもみるような村落構造の再編成と無関係であったとは考えられない。

(4) 「切支丹宗門御改帳 田曾浦」(享保四ノ九年、享保一〇ノ一五、享保一六ノ宝曆九) 実際は所謂増減帳である。

(5) 正泉寺保管文書。表紙に「神前半九郎様へ上ル帳ノ打本上りひかへ 田曾浦庄屋平吉 重兵へ 九左エ門」とあり、表紙の裏に「名寄帳 田曾浦」と書かれている。記載内容は各人の所持地を名寄せしたのみでなく、漁業生産手段(網・舟)の所有状況をも書き出している。巻末の集計部分に若干の脱落があるが、ほぼ完全な状態で残ったと考えられる。

(6) 「後家」「やもめ」が無役として扱われるのは理解できるが、耕地を所有していないことは解釈がむづかしい。考えられる一つの理解は、この浦では、江戸時代には、未だ土地に対する私的占有の觀念が成立しておらず、例えば耕地の定期的割り替え制度が存在したと考えること

階層構成から見た漁村の姿容(下)

である。その実態を示す確実な史料の裏付けはないが、地租改正時の共有地分割の状況を示す後出註(15)はその傍証といえよう。

(7) 「享保六丑御年貢帳」明大刑事博架蔵。

(8) 前掲註(4)。

(9) 「明治二年 大指出帳 度会郡勢州田丸領榎柄組」徳川林政史研究所架蔵。

(10) 「二歩口役所扣」(「南紀徳川史」巻百十一 同刊行会昭和七年十月 第十二冊)(年代不明)によって、田丸領に属した度会郡内の周辺の村々と比較すると、田曾よりも村高の多い村々は多くは農村であり(村山、道行く、舟越、山原)、漁村であっても漁業条件の悪い場所(追間)に限られている。二歩口銀の定銀一六両余は漁業生産も盛んと言うには程遠い状況にあったことを示しているが、土地という固定的な生産条件に制約されないだけに、生産力発展の可能性は漁業の内にかありえなかつたと判断される。

(11) 「サツパ」という名の漁船は(三陸沿岸にもみられるが——坂井——、中略)三重県度会郡、和歌山県東牟婁郡の熊野灘海岸にもある。(中略)このサツパも三陸のものと同じように磯物採りなどに用いられた小舟であるう」と想像されている。ちなみに三陸のサツパ舟とは「舟のシキの長さ二間、艀を用いず、四枚の櫂で操縦する三枚板の小舟である。」(桜田勝徳「改訂船名集」桜田

六五 (六五)

勝徳著作集3「漁撈技術と船・網の伝承」昭和五五年一〇月 名著出版 一七九〜一八〇頁)。他方「ちよる舟」については、「チヨキブネが伊勢でチヨロと称せられるということは『倭訓栞』や『和漢船用集』に記されているが、福岡県の志賀島、姫島でもこの両者は同じだと言っている。ここでは肩幅四尺から四尺五寸、長さ四尋から五尋ぐらいまでの小漁船で、テントウの小型のものであるという」(同前 一九三〜四頁)、と説明されている。

この地方の漁船について詳細な研究を発表しておられる野口史隆氏によれば、三重県のチヨロは、福岡県や広島県にも存在する「同名称の船」とは「必ずしも同形態」のものではなく、一〜二挺の櫓で運用する。三枚の板をはり合せた簡単な構造の和船である。「船幅に対して船長が八〜九・五倍」もある細長い型をしており、水押しが上に突き出て反り上っている。平底の箱型の断面をしているから、安定度が悪く外海に出る釣り漁業には不向きであり(生簀の海水がよくかわるといふ利点はあるが)、「南勢町の場合でもチヨロ船は百姓船と称し一種の差別をこめて漁船と区別しており、五ヶ所湾の内湾沿岸にある迫間浦を含めた田を多く持つ村で使用されていた」。ただし、この型の船は網漁業、ことに鱈網には非常に有利であり、そこで「使用されていた船は大半『チヨロ』と呼ばれる和船」であったという。それに対して

サツパ舟は「中棚付き」の構造で、断面は下に向って狭ばまった六角形をしており、造船技術的にも高度で、船体の大型化も可能である。外洋の荒波に耐えるので鰹舟など釣り漁業に用いられるものは大部分この型である。(野口史隆「鳥羽地域の漁撈用和船『チヨロ』」海の博物館」年報「海と人間」一九七九年七月。

田曾浦の場合、寛文期にはサツパ舟が主体であり、幕末にはそれよりも技術的にはより低位であるチヨロ舟が主体となることは、一見矛盾するようにも思われるが、近世を通じてこの浦では釣り漁業はむしろ不振であり、主体は網漁業であったことに起因するものであると理解したい。

なおこの項に関しては野口氏より口頭で懇切な御教示と貴重な資料の提供を受けたことを附記して、御礼申し上げます。

(12) 前掲註(10)の「二歩口役所扣(年代不明)が「先年は鰹舟も仕立候へ共今はなし」と言う所から、田曾浦の鰹釣りは延宝以後一時中断し、その後(幕末期か)に再興されたものと言えよう。明大刑事博所蔵文書中、鰹舟に関するものの初出は嘉永四年である。

(13) 前掲註(4)及び安政五年正月「切支丹宗門御改帳 田曾浦」。

(14) 「……山林ニ有テハ柴山ノミナルヲ以テ区画ヲ定メス各自適宜ニ伐採シ田畑宅地ノ如キハ各自ニ於テ開墾ヲ適

宜ニナシ自己ノ収入ニ致セシ慣行ニ有之候処」「田畑宅地ノ如キハ(中略)各自ニ永久分配スルコトニアリ」「戸数百七拾戸ニ分割分配シ(中略)山林ハ上中下ノ三等ニ区分シ目量調査スルモノトス(中略)分与法ハ数人組合共同持考人持ニ区分シ抽籤法ヲ以テ分配ノ地ヲ定ム(中略)数組合抽籤ヲイタシタル后各自小分ヲナスモノトス」「田曾浦持山林原野田畑宅地分配決議書」田曾浦漁業協同組合所蔵)という分配方法がとられた。

(四)

田曾浦の中世末から近世を通じての変化を村落構造、特に村内の家格構成の変化に着目してまとめると、次のように言うことができよう。すなわち、特定の首長に率いられ、恐らくは同族としての意識をもって結合した武装集団を中核とする村落という性格の優位から、年齢を規準とした階梯構造をもち、家格差が実質的には意味を持たない、家々が横一列に並んだ構造原理の優位への移行である。これを換言すれば、同族制原理の優位から年齢階梯制原理の優位した状況への変化としてである。現在入手しうるこの浦に関する史料の上限は一六世紀後半であるから、それ以前のこの浦の構造については何

階層構成から見た漁村の変容(下)

も分らない。また特定の首長に率られた同族制村落と言っても、これが武装集団、殊に急速に普及しつつあった当時の新兵器・鉄砲をめぐって形成されたものであることは、この同族団としての組織にもそれなりの歴史があり、またそれが必ずしも古くからの伝統ではなかったことをも想像させる。

すでに言われているように「同族制と年齢階梯制とは」、「その性格も異質的構造原理にもとづいた二つの異なった社会類型」⁽¹⁾であると考えられるが、それは歴史的に一定の時点をきめて、日本社会全体を横に切った場合に、二つの異なった類型として現出するという意味でそうなのであり、もし時間の軸にそって縦に切った場合には、同一の社会において、この二つの構造原理が時間的に継起することが考えられるのではないだろうか。

その意味で、「 \wedge 年齢階梯制村落 \vee と \wedge 同族制村落 \vee 」を「いわば理念型として対極化し、現実の村落社会の分析の標石」⁽²⁾とすることの有効性を疑うものではないが、「年齢階梯制から(講組型村落を経て)同族制村落への転換はありえても、後者から前者への転換は」「想定されえない」⁽²⁾という主張には必ずしも同意しえないのである。

この主張の根拠として「けだし、年齢階梯制は、その社会的要素が遺制として他の村落類型のもとで残ることはありえても、その発生自体が一定限度以下の生産力段階に照応せるものであるからである」と言われている。⁽²⁾しかしこの場合問題となるのは、生産力の高さよりも、むしろ生産力の性質ではないかと考えられるからである。

「生産力の性質」として、ここで筆者が考えるのは、投下労働力とその結果としての生産物の量との関係である。与えられた一定の生産力水準の下で、投下労働力を増大することが、生産量の拡大に対してどの程度の効果を持つかという問題である。

いま仮に農業と漁業を比較した場合、農業にあっては、労働対象である一定面積の耕地には投下労働力をいかに増大しても、技術水準に変化がないかぎり、収穫高の拡大に結びつくには、一定のせまい限界がある。しかるに漁業の場合には、その限界ははるかに寛やかである。殊に漁撈技術の水準が低く、したがって漁獲強度が小さく、濫獲現象の考えられなかった前近代にあっては、一定の限られた漁業機会の内には獲り切れぬ魚の群を空しく逃がすという状況が、むしろ一般に見られたの

ではないだろうか。漁撈技術や漁業生産手段が未発達不十分であったことが原因の主なものであろうが、それに加えて一時に投下しうる労働力の不足も十分考えられるのではないだろうか。

これは一面から言えば、漁業が農業に比較して自然的条件に左右される度合が大きく、その結果豊凶の差が格段に大きかったことにも深く関わっている。いつ来るか予想のつかない大漁の日に十分な収穫をおさめるためには、必要な労働力を常日頃から用意しておかなければならないという漁業生産の持つ特殊な条件は、農業に比較して、より多くの人口をこの産業につなぎとめることに結果する。かつて「漁村が相対的過剰人口、あるいは潜在的失業のプールである」と言われた状況を示した⁽³⁾のは、裏がえして言えば、漁業生産の持っている上述の如き性格の故に、人口は豊漁時に必要な労働力を確保する限度までは容易に増大しえたことも要因の一つとしてあったと考えられないだろうか。

漁業が持つ特殊な生産条件として、「漁場」漁業権所有の共同体的観念⁽⁴⁾があり、これが「多くの点で平等観念を伴い」今日も残っている村を単位とした共同漁業経営の中に「平等出資・平等労働・平等分配」の原則を生み

出している。これについては「共同経営の成立する以前に村及び部落内にすでに存在したものであり、それが共同経営の成立によって引継がれてきたもの」と解釈されている⁽⁴⁾。しかし地先漁場における漁業がつねに平等原則をもって営まれたわけではないのだから、両者の関係はむしろ逆転させて、漁業における生産条件の在り方が、それによって立つ村落の構造をこのようなものに規定すると考えた方が正鵠に近いと言えるのではないだろうか。

漁業が本来的にもっているいくつかの条件、すなわち、その主要生産手段である漁場が一般には分割私有でないこと。またそれが日本人の主食生産ではないこと。その結果、漁業は生産物の交換過程を多少とも伴なっていること。またその生産物が一般に保存がむづかしかつたこと。さらには農業に比して自然的条件に左右される度合が非常に大きく、生産力は不安定であったこと。これらの諸条件は、漁業を主たる生産基盤とした地域社会の発展を限界づけてはいるものの、この産業は結局その生産力の割には農業に比してより多くの人口を一定の相対的には低い条件の下に、平等に支えることに帰結する例が多かつたのではないだろうか⁽⁵⁾。

階層構成から見た漁村の変容(下)

勿論漁業の場合であっても、上述の様な条件が常に成立していたと言うのではない。例えば限られた広さの漁場(排他的な専用漁業権が成立していた磯の如き)における採取漁業、あるいは固定的な漁具を用いて洄游する魚群をまちうける類の漁業(例えば定置網の如き)の場合には、漁獲量には投下労働量からは独立した一定の限界がある。しかし水中を敏捷に運動する魚を比較的小規模な漁具・漁船をもって、追いかけてり囲い込んだりして獲る漁業(例えば釣りや南北網、建切網のような運用的な網による漁業)の場合には、漁獲量が投下労働量に比例する割合は高いと考えられる⁽⁶⁾。

さらに言うならば、投下労働力と生産量との関係のこのような二様の在り方は、どの様な産業についても見られることであり、それはまたその産業の持っている生産条件や生産力水準が変化することによって、その程度を变化させ、時には相互転換することもありうるのではないだろうか。

ある地域社会がよって立つ産業の性格が、先に仮に漁業の例として上げた様な、投下労働力の増大が生産量の拡大に結びつき易い条件を持った場合、どの様な事態がその地域社会の構造について起るだろうか。まず第一に

考えられることは労働人口の増大である。それは分家の容易化、すなわち戸数の増大となって現われる。分家が本家の重い負担によってはじめて可能になるという条件を欠く場合、家々の結びつきの性格としては、同族制村落に見られる様な家格に結びついた縦の身分関係にもとづく支配関係は生れ難い。在りうるのは経験によって養われた技術の持主たちによる若い労働力の統制である。

家々の結びつきは、本家による分家の支配の物質的基盤（例えば水田稲作における耕地の如き）を欠くから、家の持つ各種の機能のそれぞれについて結ばれる家々の平等対等な協力組織となる。そこでの村落の構造は「年齢階梯制村落」であり、視点をかえれば「無家格型村落」と表現することも可能であり、「家拡散的な村落」であり「講組型村落」という特徴をも持っている。大切なことは、これを生み出しているものが、当該村落がよって立つ生産力的地盤、ことにその高低よりはむしろ性質に、決定的な要素があると考えられることである。

したがってこの二つの村落類型は、必ず一方から他方への変化発展するという性質のものではなく、いわんや、遠い昔、日本に移住してきた民族の持っていた文化の差異がそのままに今日に生き及んでいるものでもな

く、⁷⁾ 実はその社会が現在、主としてよって立つ生産力の種類・性質によって決定されているものであること。だからそれが他のものによってとって替られたり、また同一の種類であってもその内部構造や外的条件が変化する場合には、一方から他方への移行と同様に、逆方向への変化も当然考えうるものであり、その意味では相互転換しうる性質のものであると考えられるのではないだろうか。

田曾浦の場合、いつごろ、どの様な人々が住みついたのかはわからない。しかしその立地条件から考えて、その人々の生活が海での生産活動と無関係であったとは想像しがたい。同時にこの浦が漁村にはめずらしく広い耕地にめぐまれていたことはすでに見た通りである。漁業生産力の持つ不安定な性格から考えて、かつてのこの浦が農業を度外視していたとは想像できない。結局、それぞれの時点でその時なりの比重で農漁業のそれぞれに一定のウェイトをかけたつ、全体としての生産活動を行なっていたものと考えられる。その場合、この浦において前述の二つの村落構造の原理の内、いずれがより優越し、顕在化したかを決定するものは、結局それぞれの時点における農業及び漁業の示した生産力の内容とその組

み合せ、言いかえれば、各時点におけるこの浦での支配的な生産力の性質と言うことになる。

中世末期におけるこの浦はむしろ農村としての性格を表面に出し、戦国動乱の世相の中で、武装集団としての編成を示したこととあいまって、同族制村落の構成原理を顕在化していた。しかし兵農分離と漁業生産力の発達によって近世におけるこの浦は、むしろ年齢階梯制原理の方を優越させてくる。その結果はこの浦の特徴的な家格構成とその変化となって現象したわけであるが、それはかつて「熊野灘沿岸漁村における『本役』(本家株)・半役(分家株)」と表現されたもの⁽⁸⁾と、同一の社会的事実を示すものである。そうしてこの浦の場合にはそれは主として農業と漁業という性質の異なる二つの生産力にもとづく構造原理の共存と、両者のいずれが優越するかという「せめぎ合い」の中に成立したものであると考えたいのである。

註

- (1) 石田英一郎・岡正雄・江上波夫・八幡一郎「日本民族の起源」平凡社 昭和三十三年 二四三頁
- (2) 江守五夫 前掲書 五三頁
- (3) 近藤康男編「日本漁業の経済構造」東大出版会 一九

階層構成から見た漁村の変容(下)

五三年 一二五頁

(4) 同前 二三〇頁

- (5) 漁村に過剰人口が「構成(造の誤りか―坂井―)的失業者として停滞・沈澱してしまう」原因を漁業に特徴的な賃金体系である八歩合制Vの中に求めるという見解がある。「歩合制が漁業一般に行なわれていた結果として、漁夫の賃銀は他産業に比較して著しく低い水準に押し下げられ、労働力の再生産を困難ならしめているばかりでなく、船主・網主にとって一定の生産手段に対する漁夫の技術的な意味における過剰がほとんど全く意識されないという結果を来たしている」。「すなわち船主・網主はならん経営上の負担を負わず、ただ漁夫の犠牲においてのみ過剰の漁夫を雇傭することができる」(近藤康男、梶井功、上杉重三郎「漁村における過剰人口」水産研究会一九五三年 五九頁)とする見解である。しかし歩合制には水揚げ高から大仲経費を控除した金額を漁夫と船主との間に折半するという形式が唯一のものではない。例えば同書一四三頁に例としてあげられた千葉県君津郡富津町の打瀬網の場合では「水揚げから燃料を引き、残額を乗組員の数に船の分を一人加えてその数で割るというやり方」であると報告されている。この様なケースでは歩合制とは言っても乗組員の数は船主の取り分に直接関係するのであり、船主はそれに無関心でいられるはずはない。さらに船主とは異なる船頭(漁撈長)が

漁夫の雇傭をまかされている例は多く、その場合は漁獲高の配分の上では本質的には漁夫と同一の社会的立場に立つ者がその雇傭の責に任ずることになる。このような点を考えれば、漁業生産に過剰労働力が伴い易い理由は、投下労働力の増大が漁獲高の絶対量の増大に結びつきやすいという漁業生産に特有の性質と、そこから生れる「漁獲努力のなかには、世間の人の想像を絶する大きな苦勞や、板子一枚下地獄という冒険が伴うとしても、一度、大漁さえすればという期待」とそれにもとづく「漁夫の大まかな心理」(宮城雄太郎「漁村に生きる」水産月鑑社 昭和三十年 一二七頁)を前提としなければ考えられない。

(6) 「同じ漁村でも、釣・延縄のような自由漁業や小型の許可漁業をやっている村では、網組織のような制約がなく、世帯内の労働力をフルに同一漁業に利用している。ここでは漁業権に縛られた漁場に、依存度をかけているのではなくて、労働の質と量が生活を支える基礎であるからだ。だからこんな村にしてみると、以前は下積みの漁民で、貧乏して大勢の子を育ててきたが、いまではそれが幸せのもとになっている、という話をよく聞く。ある村では、ロクロク学校にもやれなかったような家が、いまでは若い者が気を揃えて働くので、新しい家を建てたという話を聞いた。(中略) それにしてもこの一家のように、次三男以下が気を揃えて労働の結果を蓄

積するということは農業では考えられない。五反の耕地に男子労働が三人も五人も従事したからといって、農作物の収穫が二倍になったり、三倍になったりすることはあり得ないからだ。ここが同じ生産手段でも土地と漁場の大きなちがいである。」(宮城雄太郎 前掲書 一〇四～六頁)

(7) 日本に移住してきた諸民族の文化にそうした差異は元来なかったと主張しようとするのではない。言いたいことは、それが今日まで続いているとするのであれば、それを存続させるにたるだけの社会的条件がなければならぬはずだと言うことである。

(8) 大山敷太郎「熊野灘沿岸漁村における「本役」(本家株)・半役(分家株)と漁業共同経営」立命館経済学三卷七号 昭和三〇年

第3表 <「二分口役所扣」抄—田丸領分のみ—>

現行政区画	浦(村)名	家数(程)	村高(余)	二歩口銀(金)高		村柄に関する説明(要約)	
度	南	新板	24	13石6斗	定銀9両2歩と11匁	外に3割増	「新板同様定銀程取立無之」 「宜き浦にて定銀より取立多き方」「山方物も薪等余程出る」 「至て乏き村之趣」 「山方物薪少々」 「不漁と申年にてても五十両位百両位取立候年も有之」 「稼方少き処外へ旅稼に出る」 「赤崎同様之所」 「宜き場所と相見へ定銀よりも余斗取立出来ず申」「山方物小割物薪等」 「不漁と申候ても1年に50両位定金之余有之 漁事有之候節は300両余も過金有之」 「誠に難渋浦と相聞へ申候」 「漁事無之山方薪計小割物類も少々出る」 「漁事重に稼候得共……他浦へ雇れ此所にて漁事少く……」 「家作り宜く富商多くあり」 「佐八役所仕入之浅木炭一の瀬より差出し舟積致……当正月より小千俵も……」 「漁事計也……余程漁事有之所と相見え」 「家作宜く……至極模様宜き浦なり」 「山方物計にして重に薪仕出」「至極貧村と相見へ旅稼に他処へ出」 「漁事無之」
		板橋	35	50石	〃 14両1歩	〃 3割増	
		古和	160	143石	〃 187両	〃 3割増	
		柄の木	24	10石	〃 4両3歩	〃 増金	
		小方	35	32石	〃 8両3歩	〃 増金	
		方座	32	10石	〃 24両3歩	〃 3歩増	
		赤崎	30	13石	〃 2両1歩と13匁	〃 増金	
		河内	60	120石	〃 18両3歩と12匁		
		村山	130	270石	〃 3貫616匁 外に1貫205匁3分3厘増		
		神前	120~130	32石	〃 157両と7匁	外に 増金	
	島	奈家	50	7石	〃 25両1歩と3匁	〃 3割増	
		東宮	71	70石	〃 14両と13匁	〃 3割増	
		熱(費カ)	80	50石	〃 68両	〃 3割増	
		随柄	120	85石(本新共)	〃 5両2歩と12匁	〃 3割増	
		道方	50	172石(〃)	〃 13両1歩と9匁	〃 3割増	
		阿曾浦	70	27石(〃)	〃 52両1歩と7匁	〃 3割増	
		阿曾里	117		〃 78両と8匁	〃 3割増	
		大道	30	32石(〃)	〃 98匁	} 阿曾里へ籠る	
		道行く	25	328石(〃)	〃 125匁		
		大江	45	150石(〃)	〃 6両2歩と3匁	外に3割増	
郡	南	押迫	39	91石(〃)	〃 4両2歩と1匁1分4厘	〃 3割増	「山方物計」 「差々漁事無之 作間に薪重に出し折々杉小割物等仕出」 「至極貧所と見る」 「漁事重に稼」 「漁事計宜き場所と相見ゆ」 「山方作間に薪仕出し折々椎皮も出」 「山方……少々薪仕出……」「入江深く候間基小漁のみ」 「山方之所也」 「入江深く少漁計」 「漁事専也 冬は海荒く稼間無之夏重に鯉釣り」 「先年は鯉舟も仕立候へ共今はなし 小漁計之由」「志州境」 「山方計作間に薪少々仕出す」 「少つつ薪類仕出……釣竿小魚計之由」 「作間に薪出す外に口役改方無之」 「山方作間に少し薪仕出す」 「作間に山方薪仕出す 漁事少々有之候へ共……口役取立候程之儀は無之」
		相賀	29	44石1斗(〃)	〃 3両2歩と8匁		
		相賀	75	110石(〃)	〃 26両と3匁	外に3割増	
		磯	50	22石4斗(〃)	〃 25両1歩と1匁	〃 3割増	
		内瀬	55	159石(〃)	〃 53両3歩と14匁	〃 3割増	
		中津	26	44石(〃)	〃 3両と7匁	〃 3割増	
		舟越	91	481石(〃)	〃 5両3匁と13匁	〃 3割増	
	勢	五ヶ所	79	162石8斗(〃)	〃 5両と12匁	〃 3割増	
		宿	97	102石(〃)	〃 58両と9匁1分2厘	〃 3割増	
		田曾	100	240石	〃 16両3歩と12匁7分7厘	〃 3割増	
		神津	41	161石(本新共)	〃 4両1歩と9匁	〃 3割増	
		下津	41	65石(〃)	〃 3両と15匁	〃 3割増	
		泉	40	141石(〃)	〃 1両3歩と14匁	〃 3割増	
		飯満	12	98石(〃)	〃 22匁	〃 3割増	
志摩郡	磯部町	山	13	67石(〃)	〃 22匁	〃 3割増	
		山原	47	257石(〃)	〃 70目	〃 3割増	

(註) 1. 家数, 村高はいずれも「程」もしくは「余」と付記された概数である。
2. 村高に本高と新高のある場合は両者を合算し, その旨()内に示した。